

告示

埼玉県選管告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和四年八月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

	施設の開設主体及び名称	所在地
旧	社会福祉法人 桐和会 特別養護老人ホーム タムスさくらの杜 川口	埼玉県川口市神戸五百三十九番地五
新	社会福祉法人 桐和会 特別養護老人ホーム タムスさくらの杜 川口	